

事業 優先順位		2	細事業：防火対象物指導・査察事業				整理 番号		02			
目的		防火対象物における火災の予防、被害の軽減をめざすことを目的とする。										
目標		・特定防火対象物156棟、非特定防火対象物143棟の立入検査を実施する。 ・特例認定にかかる施設9棟の審査を行う。										
事業 実施主体		直営	事業開始 年 度	昭和47年度以前	根拠 法令	消防法第4条・7条・第17条の3の2・第17条の3の3						
事業費・財源	事業費・財源内訳			平成25年度	平成24年度	比 較	コスト情報・従事職員数 内 訳 参 考			平成25年度	平成24年度	比 較
		事業費（決算額）（千円）		82	78	4		総コスト（千円）		12,281	11,187	1,094
		一般財源		82	78	4		事業費		82	78	4
		国府支出金		0	0	0		人件費		12,199	11,109	1,090
		地方債		0	0	0		公債費		0	0	0
		その他特定財源		0	0	0		一人あたり（円）		110	99	11
				0				世帯あたり（円）		260	237	23
				0				職員数（人）		1.60	1.40	0.20
								再任用職員数（人）		0.00	0.00	0.00
今後の方向性		・今後も継続して立入検査等を実施し、火災等の災害の予防、被害の軽減をめざす。										
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	事業所等							
	A	A	A									

事業 優先順位		3	細事業:火災予防啓発事業					整理 番号		03	
目 的		住民や企業の防火意識の高揚を図ることを目的とする。									
目 標		・年2回以上、自治体、団体等に対する防火教室等を開催し、住民や企業の防火意識の高揚を図る。									
事業 実施主体		直 営	事業開始 年 度	昭和47年度以前	根拠 法令	消防法第1条					
事業費・財源 内訳			平成25年度	平成24年度	比 較	コスト情報・従事職員数 内 訳 参 考			平成25年度	平成24年度	比 較
	事業費(決算額)(千円)		94	124	-30		総コスト(千円)		6,194	8,059	-1,865
	一般財源		94	61	33		事業費		94	124	-30
	国庫支出金		0	63	-63		人件費		6,100	7,935	-1,835
	地方債		0	0	0		公債費		0	0	0
	その他特定財源		0	0	0		一人あたり(円)		55	71	-16
			0				世帯あたり(円)		131	171	-40
			0				職員数(人)		0.80	1.00	-0.20
							再任用職員数(人)		0.00	0.00	0.00
	今後の方向性		・住民や企業の防火意識の高揚を図ることを目的として今後も継続して実施する。								
評 価	妥当性	効率性	有効性	対象者	在勤、在住、河内長野市へ訪れる人						
	A	A	A								

細事業：防火対象物指導・査察事業

1. 防火対象物指導・査察事業

本市における防火対象物※は、1, 888棟有しており、これらの防火対象物について、位置、構造、設備及び管理の状況について定期的に立入検査するとともに、不備改善を指示し火災予防上支障がないよう指導した。

また、建築確認の同意（67件）については、建築計画が防火に関して違反しないものか審査し、消防用設備等の位置並びに火気取扱設備等の設置について指導し、完成時に消防用設備等の検査を実施した。

〔 ※ 防火対象物
… 一般住宅以外の建築物等のうち、消防用設備等について消防法の規制を受けるもの。 〕

(1) 防火対象物立入検査実施状況

防火対象物の区分	対象物数	検査数
特定防火対象物※	465	246
非特定防火対象物※	1, 423	366
合 計	1, 888	612

※ 特定防火対象物

… 不特定多数の人が出入りする対象物のことで、百貨店・旅館・映画館・ホテル・病院・デパートなどがこれにあたる。

※ 非特定防火対象物

… 「非特定防火対象物」とは「特定防火対象物」以外の対象物のことで、工場・マンション・学校・事務所などがこれにあたる。

(2) 建築確認申請等同意状況（申請の多かった用途について上位3位までを表示、それ以外の用途についてはその他に含めている）

用 途 別	件 数	同意件数	不同意件数
1. 住 宅	21	21	0
2. 共同住宅	13	13	0
3. 事務所等	9	9	0
その他	24	24	0
合 計	67	67	0

細事業：火災予防啓発事業

1. 住宅用火災警報器の設置促進

住宅用火災警報器の設置促進及び設置後の維持管理等について市民に啓発するため、市民まつりや生活情報展などの各種イベントを活用した。

(1) 住宅用火災警報器の設置率の推移

	平成24年度	平成25年度
推計設置率※	78.0%	80.0%

〔 ※ 推計設置率
… イベント等でのアンケート調査結果に基づき算定した数値。 〕



2. 防火キャンペーン等の実施

住民や企業の防火意識の高揚を図るため、年2回（春・秋）の火災予防運動の実施、自治会、団体等に対する防火教室の開催、各種イベントなどあらゆる機会をとらえて啓発物品の展示、ポスターの掲示、啓発グッズの配布を行った。